

難病手帳（カード）（仮称）の在り方（案）

1. 経緯

- 昨年の障害者基本法改正により、障害者の定義が見直され、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされ、難病に起因する障害についても「その他の心身の機能の障害」に含まれると解されている。
- また、障害者基本法第24条において、「国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない」と定められている。
- 身体障害、知的障害及び精神障害については、既に手帳制度が設けられているところ、難病に起因する障害についても手帳制度を設けることが考えられるのではないか。

2. 基本的な仕組み

① 目的

特定の難病にり患していることを証する手段とすることにより、手帳の交付を受けた者に対して各方面の協力を得て各種の支援策を講じやすくし、難病患者の福祉の増進を図ることを目的とする。

② 対象者

特定の難病にり患している患者

③ 交付者

都道府県知事

④ 交付手続

(1) 申請者が、都道府県知事に申請書を提出（医師の診断書※・意見書、写真を添付）

(2) 各都道府県において審査

(3) 都道府県知事が交付を決定

※対象疾患にり患しているかどうかについては、専門医が診断基準に基づき的確に診断すべきであり、あらかじめ指定された専門医の診断を要件とすることを想定。

3. 論点

① 手帳の等級について

- ・ 公共施設の入場料・公共交通機関の運賃の割引等の優遇措置が受けられるのは難病患者の中でも、重症者に限定されると想定される場所、一定の重症度等により手帳の等級をいくつかに分けることについてどう考えるか。

② 写真を添付することについて

- ・ 民間サービスの優遇措置等の協力を得るために、本人確認ができるよう写真を添付する必要があるのではないか。
- ・ その際、奇形を伴う疾患や皮膚疾患などの場合には、一定の配慮が必要ではないか。

③ 医療費受給者証との関係について

- ・ 医療費受給の対象であることを示す医療費受給者証とは、別のものとする必要があるのではないか。
- ・ 申請者の負担及び事務処理負担の観点から、医療費受給者証となるべく同じ申請・交付手続の流れとする必要があるのではないか。

④ 有効期限について

- ・ 一定の期間、例えば5年程度、有効としてはどうか（医療費受給者証については、所得等の確認のため、毎年更新することが必要であると考えられる）。